

会員代表者 各位

証券会員制法人 札幌証券取引所  
理事長 小池善明

市場機能の向上のための売買制度の見直しに伴う  
業務規程施行規則等の一部改正について

本所は、「業務規程施行規則」及び「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」の一部改正を行い、「業務規程施行規則」第23条の3及び「制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則」については2019年4月1日から、「業務規程施行規則」第12条については2019年11月5日から施行します。(詳細につきましては、規則改正新旧対照表を御覧ください。)

今回の改正は、arrowheadバージョンアップに伴う市場機能向上のための売買制度の見直しを行うために、所要の改正を行うものです。

I. 改正概要

1. arrowheadバージョンアップに伴う売買制度の見直し
  - ・大引け(午後立会終了時の売買)において売買を成立させることができる値幅を特別気配の更新値幅の2倍に拡大します。
2. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定及び選定取消しに係る見直し
  - ・制度信用銘柄の選定基準について、利益の額及び純資産の額に係る要件を削除し、債務超過に該当しないことを要件として新設します。
  - ・新規上場銘柄の貸借銘柄への選定期限を現行より5営業日繰り上げ、上場後最初の約定値段が決定された日から起算して6営業日目とします。
  - ・貸借銘柄の選定基準について、利益の額及び純資産の額に係る要件を削除します。
  - ・制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定取消基準について、債務超過に該当した場合を要件として新設します。

(備考)

- ・業務規程施行規則  
第12条
- ・制度信用銘柄及び貸借  
銘柄の選定に関する  
規則第2条、第3条、  
第4条、第5条、第6  
条、第8条及び第9条

3. 重要事実開示後における立会外分売の待機期間の短縮

- ・発行会社による重要事実の開示後、5営業日を経過すれば、立会外分売を実施可能とします。

・業務規程施行規則  
第23条の3

II. 施行日

1. については、2019年11月5日から施行\*します。
2. 及び3. については、2019年4月1日から施行します。

※ 1. については、やむを得ない事由により、施行予定日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日後の本所が定める日から施行することとします。

以 上

市場機能の向上のための売買制度の見直しに伴う業務規程施行規則等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表……………	1
2. 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表……………	8

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧																																														
<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 規程第12条第5項に規定する本所が定める値幅は、次の各号に掲げる場合の区分に従い、当該各号に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、本所がその都度定める。</p> <p>(削る)</p>	<p>(売買立会終了時の約定値段を定める売買における値幅)</p> <p>第12条 規程第12条第5項に規定する本所が定める値幅は、次の基準値段の区分に従い、当該区分に定めるところによる。ただし、気配が変化した等のため当該値幅によりがたいと認められる場合の値幅は、本所がその都度定める。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: left;">基準値段</th> <th style="text-align: left;">値幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>200円未満のもの</u></td> <td><u>上下 5円</u></td> </tr> <tr> <td><u>200円 500円</u></td> <td><u>〃 8円</u></td> </tr> <tr> <td><u>以上 未満のもの</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>の</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>500円 700円</u></td> <td><u>〃 10円</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>700円 1,000円</u></td> <td><u>〃 15円</u></td> </tr> <tr> <td><u>〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>1,000円 1,500円</u></td> <td><u>〃 30円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>1,500円 2,000円</u></td> <td><u>〃 40円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>2,000円 3,000円</u></td> <td><u>〃 50円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>3,000円 5,000円</u></td> <td><u>〃 70円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>5,000円 7,000円</u></td> <td><u>〃 100円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>円〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>7,000円 1万円</u></td> <td><u>〃 150円</u></td> </tr> <tr> <td><u>円〃</u></td> <td><u>〃</u></td> </tr> <tr> <td><u>1万円</u></td> <td><u>〃 300円</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td><u>〃 0円</u></td> </tr> </tbody> </table>	基準値段	値幅	<u>200円未満のもの</u>	<u>上下 5円</u>	<u>200円 500円</u>	<u>〃 8円</u>	<u>以上 未満のもの</u>		<u>の</u>		<u>500円 700円</u>	<u>〃 10円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>700円 1,000円</u>	<u>〃 15円</u>	<u>〃</u>	<u>円〃</u>	<u>1,000円 1,500円</u>	<u>〃 30円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>1,500円 2,000円</u>	<u>〃 40円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>2,000円 3,000円</u>	<u>〃 50円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>3,000円 5,000円</u>	<u>〃 70円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>5,000円 7,000円</u>	<u>〃 100円</u>	<u>円〃</u>	<u>円〃</u>	<u>7,000円 1万円</u>	<u>〃 150円</u>	<u>円〃</u>	<u>〃</u>	<u>1万円</u>	<u>〃 300円</u>		<u>〃 0円</u>
基準値段	値幅																																														
<u>200円未満のもの</u>	<u>上下 5円</u>																																														
<u>200円 500円</u>	<u>〃 8円</u>																																														
<u>以上 未満のもの</u>																																															
<u>の</u>																																															
<u>500円 700円</u>	<u>〃 10円</u>																																														
<u>〃</u>	<u>〃</u>																																														
<u>700円 1,000円</u>	<u>〃 15円</u>																																														
<u>〃</u>	<u>円〃</u>																																														
<u>1,000円 1,500円</u>	<u>〃 30円</u>																																														
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																														
<u>1,500円 2,000円</u>	<u>〃 40円</u>																																														
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																														
<u>2,000円 3,000円</u>	<u>〃 50円</u>																																														
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																														
<u>3,000円 5,000円</u>	<u>〃 70円</u>																																														
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																														
<u>5,000円 7,000円</u>	<u>〃 100円</u>																																														
<u>円〃</u>	<u>円〃</u>																																														
<u>7,000円 1万円</u>	<u>〃 150円</u>																																														
<u>円〃</u>	<u>〃</u>																																														
<u>1万円</u>	<u>〃 300円</u>																																														
	<u>〃 0円</u>																																														

<u>15,000円</u>	<u>2万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>400円</u>
<u>2万円</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>3万円</u>	<u>〃</u>	<u>5万円</u>	<u>〃</u>	<u>500円</u>
<u>5万円</u>	<u>〃</u>	<u>7万円</u>	<u>〃</u>	<u>700円</u>
<u>7万円</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,000円</u>
<u>10万円</u>	<u>〃</u>	<u>15万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,500円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>3,000円</u>
<u>15万円</u>	<u>〃</u>	<u>20万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>4,000円</u>
<u>20万円</u>	<u>〃</u>	<u>30万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>5,000円</u>
<u>30万円</u>	<u>〃</u>	<u>50万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>7,000円</u>
<u>50万円</u>	<u>〃</u>	<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>1万円</u>
<u>70万円</u>	<u>〃</u>	<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>15,000円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>100万円</u>	<u>〃</u>	<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>3万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>150万円</u>	<u>〃</u>	<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>4万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>200万円</u>	<u>〃</u>	<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>5万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>300万円</u>	<u>〃</u>	<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>7万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>500万円</u>	<u>〃</u>	<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>10万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>700万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>15万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>1,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>1,500万円</u>	<u>〃</u>	<u>30万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>
<u>1,500万円</u>	<u>〃</u>	<u>2,000万円</u>	<u>〃</u>	<u>40万円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>	<u>〃</u>

(1) 午前立会終了時の場合

基準値段	値幅
200円未満のもの	上下 5円
200円 500円	〃 8円
以上 未満のもの	
500円 700円	〃 10円
〃 〃	
700円 1,000円	〃 15円
〃 〃	
1,000円 1,500円	〃 30円
〃 〃	
1,500円 2,000円	〃 40円
〃 〃	
2,000円 3,000円	〃 50円
〃 〃	
3,000円 5,000円	〃 70円
〃 〃	
5,000円 7,000円	〃 100円
〃 〃	
7,000円 1万円	〃 150円
〃 〃	
1万円 〃	〃 300円
〃 〃	
15,000円 2万円	〃 400円
〃 〃	
2万円 〃	〃 500円
〃 〃	
3万円 〃	〃 700円
〃 〃	
5万円 〃	〃 1,000円
〃 〃	

2,000万円	3,000万円	〃	50万円
3,000万円	5,000万円	〃	70万円
5,000万円以上			100万円
とき			
(新設)			

<u>7万円</u>	<u>10万円</u>	<u>1,500</u>	円
<u>10万円</u>	<u>15万円</u>	<u>3,000</u>	円
<u>15万円</u>	<u>20万円</u>	<u>4,000</u>	円
<u>20万円</u>	<u>30万円</u>	<u>5,000</u>	円
<u>30万円</u>	<u>50万円</u>	<u>7,000</u>	円
<u>50万円</u>	<u>70万円</u>	<u>1万円</u>	
<u>70万円</u>	<u>100万円</u>	<u>15,000</u>	
<u>100万円</u>	<u>150万円</u>	<u>3万円</u>	
<u>150万円</u>	<u>200万円</u>	<u>4万円</u>	
<u>200万円</u>	<u>300万円</u>	<u>5万円</u>	
<u>300万円</u>	<u>500万円</u>	<u>7万円</u>	
<u>500万円</u>	<u>700万円</u>	<u>10万円</u>	
<u>700万円</u>	<u>1,000</u>	<u>15万円</u>	
<u>1,000</u>	<u>1,500</u>	<u>30万円</u>	
<u>1,500</u>	<u>2,000</u>	<u>40万円</u>	
<u>2,000</u>	<u>3,000</u>	<u>50万円</u>	
<u>3,000</u>	<u>5,000</u>	<u>70万円</u>	
<u>5,000</u>		<u>100万</u>	

万円以上の 円

とき

(2) 午後立会終了時の場合

(新設)

基準値段	値幅	
200円未満のもの	上下	10円
200円 500円	〃	16円
以上 未満のもの		
の		
500円 700円	〃	20円
〃 〃		
700円 1,000円	〃	30円
〃 円		
1,000円 1,500円	〃	60円
円 円		
1,500円 2,000円	〃	80円
円 円		
2,000円 3,000円	〃	100円
円 円		
3,000円 5,000円	〃	140円
円 円		
5,000円 7,000円	〃	200円
円 円		
7,000円 1万円	〃 〃	300円
円 円		
1万円 15,000円	〃	600円
円		
15,000円 2万円	〃 〃	800円
円		
2万円 3万円	〃 〃	1,000円
		円
3万円 5万円	〃 〃	1,400円
		円
5万円 7万円	〃 〃	2,000円
		円
7万円 10万円	〃	3,000円
円		円



<u>1 0 万 円</u>	<u>1 5 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>6, 0 0 0</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		<u>円</u>
<u>1 5 万 円</u>	<u>2 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>8, 0 0 0</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		<u>円</u>
<u>2 0 万 円</u>	<u>3 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>1 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>3 0 万 円</u>	<u>5 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>1 4, 0 0</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		<u>0 円</u>
<u>5 0 万 円</u>	<u>7 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>2 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>7 0 万 円</u>	<u>1 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>3 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>1 0 0 万 円</u>	<u>1 5 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>6 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>1 5 0 万 円</u>	<u>2 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>8 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>2 0 0 万 円</u>	<u>3 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>1 0 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>3 0 0 万 円</u>	<u>5 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>1 4 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>5 0 0 万 円</u>	<u>7 0 0 万 円</u>	<u>〃</u>	<u>2 0 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>〃</u>		
<u>7 0 0 万 円</u>	<u>1, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>3 0 万 円</u>
<u>〃</u>	<u>万 円 〃</u>		
<u>1, 0 0 0</u>	<u>1, 5 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>6 0 万 円</u>
<u>万 円 〃</u>	<u>万 円 〃</u>		
<u>1, 5 0 0</u>	<u>2, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>8 0 万 円</u>
<u>万 円 〃</u>	<u>万 円 〃</u>		
<u>2, 0 0 0</u>	<u>3, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>1 0 0 万</u>
<u>万 円 〃</u>	<u>万 円 〃</u>		<u>円</u>
<u>3, 0 0 0</u>	<u>5, 0 0 0</u>	<u>〃</u>	<u>1 4 0 万</u>
<u>万 円 〃</u>	<u>万 円 〃</u>		<u>円</u>
<u>5, 0 0 0</u>			<u>2 0 0 万</u>
<u>万 円 以上 の</u>			<u>円</u>
<u>と き</u>			

(売買管理上適当でないと認める場合)

第23条の3 規程第32条第1項に規定する本所が売買管理上適当でないと認める場合は、次の各号に定める場合とする。

(1) (略)

(2) 立会外分売に係る有価証券の発行者が、法第166条第2項第1号から第3号まで及び同第5号から第7号までに定める事項(投資信託受益証券にあっては、これらに準ずる事項)について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則(その特例を含む。)に基づき開示を行った日から5日を経過していない場合

(3)・(4) (略)

#### 付 則

1 この改正規定は、2019年11月5日から施行する。ただし、第23条の3第2号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

2 前項本文の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、2019年11月5日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

(売買管理上適当でないと認める場合)

第23条の3 規程第32条第1項に規定する本所が売買管理上適当でないと認める場合は、次の各号に定める場合とする。

(1) (略)

(2) 立会外分売に係る有価証券の発行者が、法第166条第2項第1号から第3号まで及び同第5号から第7号までに定める事項(投資信託受益証券にあっては、これらに準ずる事項)について、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示に関する規則(その特例を含む。)に基づき開示を行った日から10日を経過していない場合

(3)・(4) (略)

制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) 削除</p>	<p>(制度信用銘柄の選定基準)</p> <p>第2条 上場株券が次の各号に適合する場合は、既に制度信用銘柄に選定されているものを除きこれを制度信用銘柄に選定するものとする。</p> <p>(1) ・ (2) (略)</p> <p>(3) <u>その発行者の直前事業年度における利益の額（直前連結会計年度に係る連結損益計算書等（連結損益計算書及び連結包括利益計算書、又は連結損益及び包括利益計算書をいう。）に基づいて算定される利益の額（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第61条により記載される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と同規則第64条により記載される「税金等調整前当期純利益金額」又は「税金等調整前当期純損失金額」（同規則第67条により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）とのいずれか低い額に同規則第65条第3項により記載される金額を加減した金額をいう。）をいう。ただし、審査対象期間において連結財務諸表を作成すべき会社でない事業年度がある場合には、当該事業年度に係る利益の額は、損益計算書に基づいて算定される利益の額（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第95条により表示される「経常利益金額」又は「経常損失金額」と</u></p>

(4) その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態（株券上場廃止基準の取扱い1. (5) aに定める状態をいう。以下同じ。）である銘柄以外の銘柄であるとき。

(5) ~ (9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する流通株式数の算定について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審

同規則第95条の4により表示される「税引前当期純利益金額」又は「税引前当期純損失金額」（同規則第98条の2により掲記される特別法上の準備金等の繰入額又は取崩額及び債務免除益の金額を除外した額）のいずれか低い金額をいう。）をいうものとする。以下同じ。）が正である銘柄であるとき。

(4) その発行者の直前連結会計年度の末日における連結貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（連結財務諸表規則の規定により作成された連結貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第45条の2第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権及び非支配株主持分を控除して得た額をいう。当該発行者が連結財務諸表を作成すべき会社でない会社である場合を除く。）及び直前事業年度の末日における貸借対照表に基づいて算定される純資産の額（財務諸表等規則の規定により作成された貸借対照表の純資産の部の合計額に、同規則第54条の3第1項に規定する準備金等を加えて得た額から、当該純資産の部に掲記される新株予約権を控除して得た額をいう。）がいずれも負でない銘柄であるとき。

(5) ~ (9) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第1号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(c)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する流通株式数の算定について、株券上場審査基準の取扱い2. (6) aからhまで

査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c) 及び (e) 並びに同 d の規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い 2. (1) a の (e)、(f) 及び同取扱い 2. (1) d の規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日（有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。以下同じ。）である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

4 第 1 項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第 4 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 6 条第 2 項の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第 1 項第 2 号 b、第 4 号、第 7 号 及び第 9 号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

の規定は前項第 3 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2.

(5) a、b 及び d から h まで並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) b の規定は前項第 4 号に規定する純資産の額について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い 2. (5) a、b 及び d から i まで並びに同取扱い 2. (6) a、b 及び e から h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い 2. (1) a の (e)、(f) 及び同取扱い 2. (1) d の規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日（有価証券報告書に記載される大株主の状況に係る基準日をいう。以下同じ。）である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）」と、それぞれ読み替えるものとする。

3 (略)

4 第 1 項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第 4 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 6 条第 2 項の規定の適用を受けて上場される株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が制度信用銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第 1 項第 2 号 b、第 7 号及び第 9 号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号b及び第4号から第9号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

7・8 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄（北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) 削除

(6) 削除

(7)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.

5 (略)

6 第1項の規定にかかわらず、制度信用銘柄の発行者でない上場会社が、制度信用銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は制度信用銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該制度信用銘柄の発行者でない上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを制度信用銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第2号b及び第5号から第9号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

7・8 (略)

(貸借銘柄の選定基準)

第3条 制度信用銘柄である株券のうち地場銘柄（北海道及び青森県に本社又は主要事業所を有する銘柄をいう。以下同じ。）が次の各号に適合する場合は、既に貸借銘柄に選定されているものを除きこれを貸借銘柄に選定するものとする。

(1)～(4) (略)

(5) その発行者の直前2事業年度における利益の額がいずれも正である銘柄であるとき。

(6) その発行者の純資産の額が前条第1項第4号に適合する銘柄であるとき。

(7)～(12) (略)

2 株券上場審査基準の取扱い2. (1) aの(b)、(d)、(e)、(f)及び同dの規定は前項第2号に規定する株主数について、株券上場審査基準の取扱い2.

(1) a の (b)、(c)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第 3 号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い 1. (3) d の規定は前項第 4 号に規定する売買高について、それぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c) 及び (e) 並びに同 d の規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い 2. (1) a の (e)、(f) 及び同取扱い 2. (1) d の規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）」と、株券上場廃止基準の取扱い 1. (3) d 中「b に規定する日からさかのぼって 1 年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として 6 か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

### 3・4 (略)

5 第 1 項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第 4 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 6 条第 2 項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該

(1) a の (b)、(c)、(e)、(f) 及び同 d の規定は前項第 3 号に規定する流通株式数の算定について、株券上場廃止基準の取扱い 1. (3) d の規定は前項第 4 号に規定する売買高について、株券上場審査基準の取扱い 2. (6) a から h までの規定は前項第 5 号に規定する利益の額について、株券上場審査基準の取扱い 2. (5) a、b 及び d から h まで並びに株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) b の規定は前項第 6 号に規定する純資産の額についてそれぞれ準用する。この場合において、株券上場審査基準の取扱い 2. (1) a の (b)、(c) 及び (e)、同 d、同取扱い 2. (5) a、b 及び d から i まで並びに同取扱い 2. (6) a から c まで及び e から h までの規定中「新規上場申請者」とあるのは「上場会社」と、同取扱い 2. (1) a の (e)、(f) 及び同取扱い 2. (1) d の規定中「最近の基準日等」又は「基準日等」とあるのは「審査対象事業年度の末日（事業年度の末日と異なる日が株主基準日である場合、審査対象事業年度に係る株主基準日）」と、株券上場廃止基準の取扱い 1. (3) d 中「b に規定する日からさかのぼって 1 年以内」とあるのは「審査対象事業年度の末日を含む月の翌々月の末日からさかのぼって原則として 6 か月以内」と、それぞれ読み替えるものとする。

### 3・4 (略)

5 第 1 項の規定にかかわらず、株券上場審査基準第 4 条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号又は第 6 条第 2 項の規定の適用を受けて上場される株券が地場銘柄である場合の当該

株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条第1項第4号並びにこの条第1項第3号b、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第2条第1項第4号並びにこの条第1項第3号b、第7号、第8号及び第10号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券（以下「他市場上場銘柄」という。）が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)

株券（これらの規定に定める行為の当事者の発行する株券が貸借銘柄である場合に限る。）に対する最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第3号b、第9号、第11号及び第12号の各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

6 (略)

7 第1項の規定にかかわらず、貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社が、貸借銘柄の発行者である上場会社を吸収合併する場合又は貸借銘柄の発行者である上場会社を完全子会社とする株式交換を行う場合における当該貸借銘柄の発行者でない地場銘柄である上場会社の株券に対する合併又は株式交換の後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) 第1項第3号b、第7号、第8号及び第10号から第12号までの各号に適合する銘柄であるとき。

(2) (略)

8 第1項の規定にかかわらず、国内の他の金融商品取引所に上場されている株券（以下「他市場上場銘柄」という。）が地場銘柄である場合における当該銘柄に対する上場後最初の選定審査においては、次の各号に適合するときに、これを貸借銘柄に選定するものとする。

(1) (略)



(2) 次の a、b に掲げる銘柄の区分に従い、当該 a 又は b に定める規定に適合する銘柄であるとき。

a (略)

(削る)

b 前 a に掲げる銘柄以外の銘柄

第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号から第 12 号までの各号

(3) (略)

9・10 (略)

(選定の時期)

第 4 条 前 2 条の規定による制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、毎月 1 回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月から起算して 6 か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) (略)

(2) 前条第 4 項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日（国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。）から起算して6 日目（休業日を除外する。）の日

(2) 次の a から c までに掲げる銘柄の区分に従い、当該 a から c までに定める規定に適合する銘柄であるとき。

a (略)

b アンビシャスに上場される又は上場された銘柄

第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 5 号から第 12 号までの各号

c a 及び前 b に掲げる銘柄以外の銘柄

第 1 項第 2 号、第 3 号及び第 7 号から第 12 号までの各号

(3) (略)

9・10 (略)

(選定の時期)

第 4 条 前 2 条の規定による制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定は、毎月 1 回、各銘柄の発行者の事業年度の末日を含む月の翌月から起算して 6 か月目の月の初日（初日が休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）に行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日に行う。

(1) (略)

(2) 前条第 4 項の規定による貸借銘柄の選定

当該銘柄の上場後最初の約定値段が決定された日（国内の他の金融商品取引所と同時に新規上場された銘柄は、他の金融商品取引所で約定値段が決定された場合を含む。以下同じ。）から起算して1 1 日目（休業日を除外する。）の日

(3) ~ (7) (略)

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して8か月目の月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）まで、第2項第2号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日とし、応答日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に、第2項第6号及び第7号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) ・ (2) (略)

(2) の 2 その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。

(3) ・ (4) (略)

2・3 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) ・ (2) (略)

(3) ~ (7) (略)

3 第1項の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、同項に規定する日のほか、当該日の属する月から起算して7か月目の月の末日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。以下同じ。）まで、第2項第2号の貸借銘柄の選定は、同号に定める日のほか、その翌日からその6か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日とし、応答日が休業日に当たるときは順次繰り下げる。以下同じ。）までの間に、第2項第6号及び第7号の制度信用銘柄の選定及び貸借銘柄の選定は、当該各号に定める日のほか、その翌日からその3か月目の応答日までの間にそれぞれ行うことができる。

(制度信用銘柄の選定取消基準)

第5条 制度信用銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、制度信用銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) ・ (2) (略)

(新設)

(3) ・ (4) (略)

2・3 (略)

(貸借銘柄の選定取消基準)

第6条 上場銘柄のうち地場銘柄である貸借銘柄が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸借銘柄の選定を取り消すものとする。

(1) ・ (2) (略)

(2) の2 その発行者が直前事業年度の末日に債務超過の状態である銘柄であるとき。

(3) ・ (4) (略)

2・3 (略)

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第2号a、第2号の2若しくは第4号又は第6条第1項第2号a、第2号の2若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

2・3 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第4号

上場会社から提出される有価証券報告書等

(3) (略)

付 則

1 この改正規定は、2019年4月1日から施行し、2018年11月30日以前を事業年度、計算期間若しくは営業期間の末

(新設)

(3) ・ (4) (略)

2・3 (略)

(選定取消しの時期)

第8条 第5条第1項第2号a若しくは第4号又は第6条第1項第2号a若しくは第4号に該当した場合の制度信用銘柄又は貸借銘柄の選定の取消しは、本所がその都度定める日に行う。

2・3 (略)

(選定又は選定取消しの資料)

第9条 (略)

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定による選定又は選定取消しについては、当該各号に掲げる資料によるものとする。

(1) (略)

(2) 第2条第1項第3号及び第4号並びに第3条第1項第5号及び第6号

上場会社から提出される有価証券報告書等

(3) (略)

日とする貸借銘柄の選定については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 2 改正後の第4条第2項第2号の規定は、2019年4月1日以後に上場する銘柄から適用する。